

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の概要 ～立案担当者によるAI新法の設計思想と主要条項の解説～

2025年7月30日

弁護士 津田 麻紀子

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の全体像

- ・ **イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するという両輪で、AIの開発や利活用の推進にアプローチする法律。理念的な性質を持つ推進法の形で策定された（2025年5月28日成立、同年6月4日一部施行）。必要な場合には所要の措置を定める見直し規定を附則に含む。**

▶ **目的**：国民生活の向上、国民経済の発展

▶ **基本理念**：①研究開発力の保持、国際競争力の向上、②基礎研究から活用まで推進、

③適正な研究開発・活用のため透明性の確保等、④国際協力において主導的役割

▶ **責務**：国、地方公共団体、研究開発機関（事業者を含む）、活用事業者、国民の各主体の定めあり

▶ **基本的施策**：①研究開発推進、②人材確保・教育振興、③適正性のための国際規範に即した指針の整備、

④調査研究（情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討等）、必要な措置 等

▶ **AI戦略本部**：内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を構成員とし、政策の基本的な方針等を定める

AI基本計画を策定

特徴的な条文 ①総則

▶ (目的)

第一条

この法律は、人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、**人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定める**とともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、**人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り**、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

▶ (定義)

第二条

この法律において、「**人工知能関連技術**」とは、**人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。**

特徴的な条文 ②責務

▶ (研究開発機関の責務等)

第六条

大学、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関（以下「研究開発機関」という。）は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成に積極的に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び前条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で大学に係るものを策定し、及び実施するに当たっては、大学における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

3 (略)

▶ (活用事業者の責務)

第七条

人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者（以下「活用事業者」という。）は、基本理念にのっとり、自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

▶ (国民の責務)

第八条

国民は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

特徴的な条文 ③ 基本的施策

▶ (施設及び設備等の整備及び共用の促進)

第十二条

国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たって必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保管等に係る施設及び設備並びにデータセット（特定の目的をもって収集した情報の集合物をいう。）その他の知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この条において同じ。）を研究開発機関及び活用事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

▶ (適正性の確保)

第十三条

国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

▶ (調査研究等)

第十六条

国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。



津田麻紀子

Makiko Tsuda

弁護士 第一東京弁護士会所属

内閣府にて人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（いわゆる「AI法」）の策定作業に従事した。経済産業省でのキャリアが長く、国家公務員としての勤務経験は合計約9年となる。

これまで不正競争防止法の改正を二回（2015年、2018年改正）担当したほか、社会的インパクトの推進やデータの越境移転に係る検討、規制改革、各種国際会議への対応を含め、産業政策やデジタル政策に幅広く従事してきた。専門は国内外のデータ・デジタル関連法制、ロビイング、スタートアップ支援等。

業務分野

- ▶ IT
- ▶ 個人情報 / プライバシー / ビッグデータ
- ▶ 営業秘密 / 情報漏洩 / サイバーセキュリティ
- ▶ ロビイング / 政府渉外

書籍/論文

- ▶ 2025年 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）の概要」 NBL1294号
- ▶ 2023年 「営業秘密事件裁判例の読み方 平成28年～令和2年7月の主な事例から」（別冊NBL No.186）
- ▶ 2022年 『情報刑法I サイバーセキュリティ関連犯罪』（弘文堂）
- ▶ 2022年 『デジタルトランスフォーメーションハンドブック』（商事法務）
- ▶ 2020年 『2020年個人情報保護法改正と実務対応』（商事法務）
- ▶ 2020年～ 連載「個人情報保護体制グローバル化の設計図」（Business Law Journal）
- ▶ その他多数 ※いずれも共著

学歴

- ▶ 2007年 東京大学法学部第一類 (LL.B.)
- ▶ 2009年 東京大学法科大学院 (J.D.)

職歴

- ▶ 2010年 弁護士登録（63期）
- ▶ 2011年 山本柴崎法律事務所
- ▶ 2014年 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課／知的財産政策室
- ▶ 2019年 西村あさひ法律事務所
- ▶ 2021年 経済産業省 商務情報政策局 総務課 国際室
- ▶ 2024年 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 AI制度審議室（併任）